

鳥取県高校生等奨学給付金

年額給付・随時申請

県は、家計が急変した世帯を対象に、高校での授業料以外の教育費を支援する「鳥取県高校生等奨学給付金」制度の利用を呼びかけています。下記手続の詳細を読み、必要書類を揃えて各提出先の期限までにお申し込みください。7月以降に家計急変した世帯は随時申請が可能です。早急にご相談ください。

※早期給付の申請をしただけでは、年額の1/4（4～6月分）しか支給されません。年額給付の申請を行うことで、残りの3/4（7月～翌年3月分）を受け取れます。

対象世帯

①～③すべてに該当する世帯

- 平成26年4月以降に入学し、就学支援金（学び直し支援金を含む）の支給対象となる生徒 ※特別支援学校高等部生徒および児童入所施設入所生徒を除く
- 令和7年7月1日までに収入が激減し、非課税相当となる見込みの世帯
- 保護者が鳥取県内に在住

非課税相当の目安（給与収入の場合）	
2人世帯（ひとり親）	2,044,000円未満
3人世帯	2,216,000円未満
4人世帯	2,716,000円未満

提出書類

- 申請書
- 保護者全員の住民税所得割額が非課税相当と確認できる書類 ***下記①と③または②と③***
 - 保護者の家計急変の発生事由を証明する書類（離職票、雇用保険受給資格者証など）
 - 家計急変前後の収入を比較できる書類
 - 扶養人数が記載された保護者全員の令和7年度の課税証明書等
- 在学等証明書（県外高校のみ）

通常

7月
申請

8月～
審査

10～12
月給付

※随時申請は11月末頃まで受付

申請手続

県内の学校に在学の場合

- ☐ 申請書
在学する学校から受け取るか、県のホームページからダウンロード
- ☐ 提出期限：各学校が定める日程

県外の学校に在学の場合

- ☐ 申請書
県のホームページからダウンロードまたは、下記問合先に送付を依頼
- ☐ 提出期限：令和7年7月31日（木）

●●●●●●●● 給付額例（年額）○●●●●●●●

世帯状況	国公立	私立
非課税相当【全日制・定時制】	143,700円	152,000円
非課税相当【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

【問合先】 鳥取県教育委員会 人権教育課育英奨学室 0857-26-7541

Email : jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

Q&Aはこちら

